

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第16条 } (略)</p> <p>2～4 } (略)</p> <p>5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を踏まえて行われる教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、その意に反して総長により懲戒又は解任されることはない。</p> <p>6 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寄附講座及び共同研究講座)</p> <p>第22条 研究科又は専攻に、寄附講座又は<u>共同研究講座</u>を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(学部長)</p> <p>第26条 } (略)</p> <p>2～4 } (略)</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、学部長の場合に準用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究所長)</p> <p>第31条 } (略)</p> <p>2～4 } (略)</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、所長の場合に準用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寄附研究部門及び共同研究部門)</p> <p>第36条 附置研究所に、寄附研究部門又は<u>共同研究部門</u>を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(病院長)</p> <p>第43条 医学部附属病院に病院長を置き、理事又は医学研究科若しくは医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 病院長は、<u>医学部教授会の議を踏まえて</u>、総長が任命する。</p> <p>3 <u>病院長の選考手続は、医学部の定めるところによる。</u></p> <p>4 病院長の任期は、京都大学医学部の組織に関する規程(平成16年達示第28号)の定めるところによる。</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>2～4 } (同 左)</p> <p>5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を踏まえて行われる教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、その意に反して総長により解任されることはない。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>(寄附講座及び産学共同講座)</p> <p>第22条 研究科又は専攻に、寄附講座又は<u>産学共同講座</u>を置くことができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(学部長)</p> <p>第26条 } (同 左)</p> <p>2～4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>(研究所長)</p> <p>第31条 } (同 左)</p> <p>2～4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>(寄附研究部門及び産学共同研究部門)</p> <p>第36条 附置研究所に、寄附研究部門又は<u>産学共同研究部門</u>を置くことができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(病院長)</p> <p>第43条 (同 左)</p> <p>2 病院長は、総長が任命する。</p> <p>3 総長は、<u>病院長の任命に当たっては、京都大学医学部附属病院長候補者選考会議(以下「選考会議」という。)</u>を置き、選考会議に対して<u>候補者の推薦を求める。</u></p> <p>4 <u>選考会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総長が定める。</u></p> <p>5 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、病院長の場合に準用する。</p> <p>(中 略) (全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 } (略) 2～7 }</p> <p>8 第32条から第34条まで及び第36条の規定は、全国共同利用施設に準用する。</p> <p>9 (略) (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 } (略) 2～6 }</p> <p>7 第32条(第2項を除く。)から第34条まで及び第36条の規定は、学内共同教育研究施設に準用する。</p> <p>8・9 (略) (後 略)</p>	<p>6 病院長は、選考会議の議を踏まえて行われる教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、その意に反して総長により解任されることはない。</p> <p>7 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。</p> <p>(全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 } 2～7 } (同 左)</p> <p>8 } 9 }</p> <p>(学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 } 2～6 } (同 左)</p> <p>7 } 8・9 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成29年11月6日から施行する。</p>